

2015年11月

お客様各位

## 投資信託関連の約款改定についてのお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はSMBC信託銀行に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当行では以下の約款について2016年1月1日より改定を予定しております。なお、2015年12月24日までに異議のお申し立てが過半数に満たない場合には、この改定にご同意されたとみなして取扱いますのでご了承ください。異議のお申し立てはプレスティアホン インベストメント（0120-322-522）までお願い申し上げます。

### 対象の約款

- 投資信託の取引にかかる一般規約
- 累積投資約款\*
- 特定口座に係る上場株式等保管委託約款\*
- 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款\*

\*該当のご契約のないお客様宛にも通知いたしておりますので、ご了承ください。

### 変更点

下記にてご確認ください。

謹白  
株式会社 SMBC信託銀行  
プレスティア事業部門

### 記

#### 1. 投資信託の取引にかかる一般規約の変更点

| 該当条項 | 改定前   | 改定後  |
|------|---|--|
| 第1条  | 本人確認等<br>「犯罪による収益移転防止に関する法律」およびその他の関連法令に基づく取引時確認の手続き、取引時確認のための証明書類、証明手続きは別途定める通りとします。取引時確認ができない場合、お取引をお断りすることがあります。<br>2 平成16年1月より適用の税制に関連して、新規口座開設時には住所氏名の告知と本人確認書類のご提示が必要です。口座開設後に住所氏名を変更する際にも、本人確認書類のご提示(郵送によるご提出を含みます)が必要です。本人確認書類のご提示が必要な場合で、本人確認書類による住所氏名の確認が出来ない場合には、将来の分配金や保有されている投資信託の解約・買戻をお断りすることがあり、投資信託の取得のお申込をお断りする場合もあります。                       | 本人確認等<br>「犯罪による収益移転防止に関する法律」およびその他の関連法令に基づく取引時確認の手続き、取引時確認のための証明書類、証明手続きは別途定める通りとします。取引時確認ができない場合、お取引をお断りすることがあります。<br>2 税法の規定により、新規口座開設時には住所、氏名、個人番号の告知と本人確認書類等のご提示が必要です。口座開設後に住所、氏名、個人番号を変更する際にも、本人確認書類等のご提示(郵送によるご提出を含みます)が必要です。本人確認書類等のご提示が必要な場合で、本人確認書類等による住所、氏名、個人番号の確認が出来ない場合には、将来の分配金や保有されている投資信託の解約・買戻をお断りすることがあり、投資信託の取得のお申込をお断りする場合もあります。 |
| 第3条  | 米国人(米国市民又は米国居住者)・グリーンカード保有者<br>米国連邦税法上の米国人(米国市民又は米国居住者)および米国グリーンカード保有者は投資信託口座の開設ができません。取引口座を開設された後、米国連邦税法上の米国人になった場合又はグリーンカードを取得した場合、当該投資信託口座の維持ができず保有投資信託の売却等が必要になる場合がありますので、遅滞なく本規約第11条により届け出てください。<br>米国連邦税法上の米国人になった場合新規の投資信託購入取引及びスイッチング取引を行うことができなくなり、投資信託口座が凍結される場合や保有投資信託の売却等が必要となる場合もあります。また、米国連邦税法上の米国人として分配金を受取った場合や投資信託を売却した場合には米国歳入庁へ報告される場合もあります。 | 米国人(米国市民、米国居住者、又はグリーンカード保有者)<br>米国税法上の米国人(米国市民、米国居住者、又はグリーンカード保有者)は投資信託口座の開設ができません。取引口座を開設された後、米国税法上の米国人になった場合、当該投資信託口座の維持ができず保有投資信託の売却等が必要になる場合がありますので、遅滞なく本規約第11条により届け出てください。<br>米国税法上の米国人になった場合新規の投資信託購入取引及びスイッチング取引を行うことができなくなり、投資信託口座が凍結される場合や保有投資信託の売却等が必要となる場合もあります。また、米国税法上の米国人として分配金を受取った場合や投資信託を売却した場合には米国歳入庁へ報告される場合もあります。                |

| 該当条項   | 改定前   | 改定後  |
|--------|---|--|
| 第18条   | 規約の変更<br>この規約は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、規約の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。 | 規約の変更<br>この規約は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当行ホームページ等への告知に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、その変更にご同意いただいたものとして取り扱います。 |
| 付則 第1条 | この規程は、2015年11月1日から施行する。   | この規程は、2016年1月1日から施行する。   |

#### 2. 累積投資約款の変更点

| 該当条項          | 改定前  | 改定後  |
|---------------|--|--|
| 11.「申込事項等の変更」 | (1) 氏名、住所の変更など申し込み事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当行に届けていただきます。<br>(2) 届け出印(もしくは署名)を変更するときは、お客様御自身がその旨を書面によって当行にお届けください。<br>(3) 上記、氏名、住所の変更があったときは、本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)をご提出いただきます | (1) 氏名、住所、個人番号の変更など申し込み事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当行に届けていただきます。<br>(2) 届け出印(もしくは署名)を変更するときは、お客様御自身がその旨を書面によって当行にお届けください。<br>(3) 上記、氏名、住所、個人番号の変更があったときは、本人確認書類等(運転免許証、健康保険証、個人番号カード等)をご提出いただきます。 |
|               | 2015年11月   | 2016年1月  |

#### 3. 特定口座に係る上場株式等保管委託約款の変更点

| 該当条項 | 改定前  | 改定後  |
|------|--|--|
| 第1条  | (約款の趣旨)<br>第1条 この約款は、お客様(以下「申込者」という。)が特定口座内保管上場株式等(租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいう。以下、同じ。)の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために、株式会社SMBC信託銀行(以下「当行」という。)に開設される特定口座における上場株式等の保管の委託について、同条第3項第2号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。                                       | (約款の趣旨)<br>第1条 この約款は、お客様(以下「申込者」という。)が特定口座内保管上場株式等(租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいう。以下同じ。)の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために、株式会社SMBC信託銀行(以下「当行」という。)に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託(以下「保管の委託等」という。)について、同条第3項第2号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。 |
| 第2条  | (特定口座開設届出書等の提出)<br>第2条 申込者が当行に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し、租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際には、別途、氏名、生年月日及び住所が確認できる公的書類を併せてご提出いただくものとします。   | (特定口座開設届出書等の提出)<br>第2条 申込者が当行に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し、特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際には、別途、氏名、生年月日、個人番号及び住所が確認できる本人確認書類等を併せてご提出いただくものとします。   |
|      | 2 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当行に対し、租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を希望しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。                                | 2 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書提出を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。   |
|      | 3 申込者が当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を同条第1項に規定する特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日から同年中に支払が確定した全ての上場株式等の配当等の交付を受けた日の属する年末まで、当該申込者は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。 | 3 申込者が当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日から同年中に支払が確定した全ての上場株式等の配当等の交付を受けた日の属する年末まで、当該申込者は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。                             |
|      | 5 当行は申込者から特定口座源泉徴収選択届出書(源泉徴収を希望しない旨の届出)をご提出いただいたときは、当行システムへの入力日を提出日とし、提出日以降(提出日を含む)のその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡損益から源泉徴収選択口座への受入れを終了します。   | 5 当行は申込者から特定口座源泉徴収選択届出書(源泉徴収を選択しない旨の届出)をご提出いただいたときは、当行システムへの入力日を提出日とし、提出日以降(提出日を含む)のその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡損益から源泉徴収選択口座への受入れを終了します。   |
|      | 8 投資信託の受益証券の他の金融機関への移管、及び他の金融機関の特定口座からの移管はお取扱いいたしません。  | 8 上場株式等の他の金融機関への移管、及び他の金融機関の特定口座からの移管はお取扱いいたしません。  |



| 該当条項 | 改定前  | 改定後   |
|------|--|---|
| 第3条  | <b>(特定保管勘定における保管の委託)</b><br>第3条 特定口座に係る上場株式等の保管の委託は、特定保管勘定(租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定されている当該特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、同じ。)において行います。   | <b>(特定保管勘定における保管の委託等)</b><br>第3条 上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定(当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下同じ。)において行います。   |
| 第4条  | <b>(特定口座と一般口座)</b><br>第4条 申込者が特定口座の開設を行う際、当行の特定口座で受入れできない上場株式等または当行が定める受益権がある場合、申込者は別に一般口座内にて取引を行うことが必要となります。  | <b>(特定口座と一般口座)</b><br>第4条 申込者が特定口座の開設を行う際、当行の特定口座で受入れできない上場株式等または当行が定める投資信託の受益権等がある場合、申込者は別に一般口座内にて取引を行うことが必要となります。   |
|      | 3 申込者は特定口座と一般口座で同一銘柄を保有する場合に両口座を合算して評価できないことに基因して発生する事柄につき了承しているものとします。<br>① 両口座で保有する上場株式等のうち、その設定に係る受益権の募集が公募で行われた租税特別措置法第37条の10第2項第5号に規定する株式等証券投資信託の個別元本等が異なる場合があります。  | 3 申込者は特定口座と一般口座で同一銘柄を保有する場合に両口座を合算して評価できないことに基因して発生する事柄につき了承しているものとします。<br>① 両口座で保有する上場株式等のうち、その設定に係る受益権の募集が公募で行われた租税特別措置法第37条の11第2項第2号に規定する公募投資信託の個別元本等が異なる場合があります。  |
| 第5条  | <b>(特定口座を通じた取引)</b><br>第5条 申込者が当行との間で行う取引に関しては、特に申出がない限り、当行の特定口座で受入できない上場株式等又は当行が定める受益権を除くすべての取引に関して特定口座を通じて行います。<br>2 特定口座を通じた取引は当行所定の方法により行うこととします。  | <b>(特定口座を通じた取引)</b><br>第5条 申込者が当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申出がない限り、当行の特定口座で受入できない上場株式等又は当行が定める投資信託の受益権を除くすべての取引に関して特定口座を通じて行います。  |
| 第7条  | <b>(所得金額等の計算)</b><br>第7条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法及び関係法令に基づき行います。   | <b>(所得金額等の計算)</b><br>第7条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)、同法第37条の11の4(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例)、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号)附則第13条及び関係政省令に基づき行われます。   |
| 第8条  | <b>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)</b><br>第8条 当行は申込者の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみを受入れます。<br>① 第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当行への設定の注文により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等<br>② 申込者が相続(限定承認に係るものを除く。以下、同じ。)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。以下、同じ。)により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当行に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされている上場株式等で、所定の方法により当行の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等(一部の投資信託の受益権は対象外となります。)<br>③ 第16条の2の規定に基づき開設された出国口座において保管されている上場株式等で申込者からの「出国口座内保管上場株式等移管依頼書」の提出による当該出国口座から特定口座への移管としてそのすべてを受入れるもの | <b>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)</b><br>第8条 当行は申込者の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみを受入れます。<br>① 第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当行で募集、購入のお申込みをされて取得した公募投資信託で、その取得後直ちに特定口座に受入れるもの。<br>② 申込者が相続(限定承認に係るものを除く。以下同じ。)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。以下同じ。)により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当行に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている公募投資信託で、所定の方法により当行の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れるもの。(一部の投資信託の受益権等は対象外となります。)<br>③ 特定口座内保管上場株式等につき、公募投資信託の受益者がその公募投資信託の併合(当該公募投資信託の受益者に当該併合に係る新たな公募投資信託の受益権のみが交付されるもの(公募投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。))により取得する新たな公募投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの<br>④ 第16条の2に規定する出国口座において保管されている公募投資信託で申込者からの「出国口座内保管上場株式等移管依頼書」の提出による当該出国口座から特定口座への移管としてそのすべてを受入れるもの |
| 第9条  | <b>(譲渡の方法)</b><br>第9条 特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当行を経由する方法又は、当行に対してする方法のいずれかにより行います。   | <b>(譲渡の方法)</b><br>第9条 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行を経由する方法又は、当行に対してする方法のいずれかにより行います。   |
| 第10条 | <b>(源泉徴収)</b><br>第10条 当行は、申込者が特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4、その他の関係法令の規定に基づき、源泉徴収・還付を行います。<br>2 外貨決済による上場株式等の譲渡に係る所得の源泉徴収は、当行が定める方法により行います。  | <b>(源泉徴収)</b><br>第10条 当行は、申込者に特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいた場合には、租税特別措置法第37条の11の4、その他の関係法令の規定に基づき、所得税・地方税の源泉徴収・還付を行います。<br>2 外貨決済による上場株式等の譲渡に係る所得等に対する源泉徴収は、当行が定める方法により行います。  |

| 該当条項 | 改定前   | 改定後  |
|------|---|--|
| 第11条 | <b>(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)</b><br>第11条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当行は、申込者に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第12項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号イに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。            | <b>(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)</b><br>第11条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当行は、申込者に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号イに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。                             |
| 第12条 | <b>(相続又は遺贈による特定口座への受入れ)</b><br>第12条 当行は第8条②に規定する上場株式等(一部の投資信託の受益権は対象外となります。))の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項3号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第16項、第18項に定めるところにより行います。<br>2 当行では、租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項第3号に規定する一般口座から特定口座への上場株式等の受入措置は行いません。 | <b>(相続又は遺贈による特定口座への受入れ)</b><br>第12条 当行は第8条②に規定する公募投資信託(一部の投資信託の受益権等は対象外となります。))の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項3号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項、第17項に定めるところにより行います。<br>2 当行では、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号に規定する一般口座から特定口座への上場株式等の受入措置は行いません。                |
| 第14条 | <b>(届出事項の変更)</b><br>第14条 第2条(特定口座開設届出書等の提出)に基づく特定口座開設届出書の提出後に、氏名、住所等の当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があった場合、速やかにその旨を記載した特定口座異動届出書を取引店に届出てください。その変更がご氏名またはご住所に係るものであるときは、租税特別措置法施行令第25条の10の4第1項に規定する方法により確認させていただきます。                               | <b>(届出事項の変更)</b><br>第14条 第2条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、氏名、住所、個人番号の当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があった場合、または行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号が初めて通知された場合には、速やかにその旨を記載した特定口座異動届出書及び本人確認書類等を取引店に提出してください。当行は当該変更事項について、租税特別措置法施行令第25条の10の4第1項に規定する方法により確認させていただきます。 |
| 第15条 | <b>(免責事項)</b><br>第15条 当行の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、本約款の変更等に関して申込者に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。   | <b>(免責事項)</b><br>第15条 当行の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、本約款の変更等に関して申込者に生じた損害については、当行はその一切の責めを負わないものとします。   |
| (附則) | この約款は2015年11月1日より適用されます。  | この約款は2016年1月1日より適用されます。  |

4. 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

| 該当条項 | 改定前   | 改定後   |
|------|---|---|
| 第2条  | <b>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</b><br>第2条 当行は申込者の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、当行の特定口座で受入れた上場株式等の配当等で当行により所得税が徴収されるべきもの(租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づく特定保管勘定で管理されている特定口座内保管上場株式等に係る配当等に限る。)のみを受入れます。 | <b>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</b><br>第2条 当行は申込者の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等(租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。))に該当するもの(租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づく特定保管勘定で管理されている特定口座内保管上場株式等に係る配当等に限る。)のみを受入れます。<br>① 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等(同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。))で同条第3項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの<br>② 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの |
| (附則) | この約款は2015年11月1日より適用されます。  | この約款は2016年1月1日より適用されます。   |

以上